



いよいよ、税の申告のシーズンです。確定申告は札幌東税務署で、住民税（市・道民税）の申告は市民会館で受け付けます。確定申告でも所得税の還付（給与収入・雑収入・配当収入のみの方）は江別市民会館でも受け付けます。

3月は申告希望者が増え、待ち時間も長くなることが予想されますので、2月中の申告をお勧めします。

# 税の申告が始まります

市民税課 ☎ 381-1012

## 住民税の申告と所得税の確定申告の受け付け

### 【住民税（市・道民税）の申告と所得税の確定申告会場】

下記の会場での所得税の確定申告は、給与収入、年金収入などの雑収入、配当収入のみで還付申告となる方が対象です。これら以外の収入（農業・事業・不動産・譲渡）がある方は、札幌東税務署での申告となります。

会場	日程	開場	受付
江別市民会館 21号会議室（高砂町6）	2月3日（金）～3月15日（木） ※2月3日（金）～24日（金）の期間は、税務署員・税理士も申告を受け付けています。 ※土曜・日曜・祝日は休みです。	8時45分	9時～ 11時30分 13時～16時
大麻集会所（大麻中町 26-4 大麻出張所2階）	1月31日（火）・2月1日（水） ※来場者多数の場合は、受付を終了することがあります。	8時45分	9時30分～ 11時 13時～16時



■ 給与所得者であるが、給与以外に20万円を超える所得がある方。平成23年中の給与収入が2千万円を超える方。

■ 給与所得者であるが、給与以外に20万円を超える所得がある方。平成23年中の給与収入が2千万円を超える方。

■ 公的年金収入が合計400万円を超える方。または、公的年金収入は合計400万円以下でも、公的年金以外に20万円を超える所得がある方。

■ 新たに住宅借入金等特別控除を受ける方。

■ 年末調整は済んでいるが、扶養控除や社会保険料の控除を変更する方、医療費控除を受ける方、定められた団体に2千円を超える寄附をして寄附金控除を受ける方。

■ 災害や盗難などで一定の額以上の被害を受けた方。

■ 給与収入で所得税が差し引かれていないが年末調整が済んでいない方。

■ 年末調整は済んでいるが、扶養控除や社会保険料の控除を変更する方、医療費控除を受ける方、定められた団体に2千円を超える寄附をして寄附金控除を受ける方。

■ 給与収入で所得税が差し引かれていないが年末調整が済んでいない方。

■ 災害や盗難などで一定の額以上の被害を受けた方。

■ 給与収入で所得税が差し引かれていないが年末調整が済んでいない方。

■ 給与収入で所得税が差し引かれていないが年末調整が済んでいない方。

■ 給与収入で所得税が差し引かれていないが年末調整が済んでいない方。

**確定申告が必要な方**



■2か所以上から給与を受けた方。

## 住民税申告が必要な方



所得税には影響がなくても、次の方は住民税の申告が必要です。

- 給与所得者で、給与以外に20万円以下の所得がある方。
- 事業所得や不動産所得があるが、所得税がかからない方。
- 公的年金収入が合計400万円以下で、公的年金以外の所得が20万円以下の方。

※所得税が0円でも、所得税と住民税の控除額が異なりしますので、申告すると、住民税が減額されることがあります。

## 年金収入がある方の申告方法が変わりました

平成23年分から、公的年金収入が合計400万円以下で、公的年金以外の所得が20万円以下の方は確定申告が不要になりました。



が、住民税申告は必要です。江別市

民会館会場で申告してください（札幌東税務署では受け付けできません）。

また、この場合でも医療費控除などで所得税の還付を受ける場合は、札幌東税務署でも申告できます。

また、株式などの譲渡損失を翌年以降に繰り越す場合などは札幌東税務署で確定申告書を提出する必要があります（江別市民会館会場では申告できません）。

## 市民会館は集団受付方式

申告を円滑に進めるため、記載方法の説明後、ご自身で申告書を作成していただきます。

身体的理由で自書が困難な方は、会場でご相談ください。

## 住宅借入金等特別控除



平成23年中に住宅ローンなどを利用して、住宅を新築または購入して入居した方は、住宅借入金等特別控除を受けられる場合があります。

中古住宅や増改築でも該当となる場合がありますので、

詳しくは税務署までお問い合わせください。

また、すでにこの控除を受けている方で、住宅ローンの借り換えを行い、年末調整せずに確定申告を行う場合は、税務署で申告してください。

## 住民税の住宅ローン控除

平成11年から18年中までに入居し、既に住宅借入金等特別控除を受けている方、または新たに平成21年以降に入居した方は、源泉徴収票の摘要欄にある「住宅借入金等特別控除可能額」と「居住開始年月日」の記載内容に基づき、住民税が減額になる場合があります。

なお、「住宅借入金等特別控除可能額」と「居住開始年月日」の記載がない源泉徴収票は、対象となりません。

## 医療費控除



平成23年中に医療費などを10万円以上（所得が200万円未満の場合、所得の5%以上）支払った場合、超えた分を医療費控除として申告できます。所得税の還付の目安は、一

般的な場合で15万円の医療費があったとき、10万円を差し引いて5万円が控除額となり、所得税率が5%の場合は2千500円です。

なお、医療費の明細書は、来場の際、必ず事前に作成しておいてください。作成していない場合、受付をお待ちいただくことがあります。

また、他の控除で既に所得からの控除の合計額の方が所得金額より大きい方は、医療費控除を加えても還付される所得税額は変わりませんが、住民税額が減額となる場合があります。

## 東日本大震災で義援金を寄附した場合



2千円以上（他の寄附金もあれば合計して2千円以上）の寄附をした場合、2千円を超えた分を寄附金控除として確定申告することで所得税の還付が受けられる場合があります。

ので、寄附金控除の対象となるものが明記された領収書などを添付してください。

還付額は、寄附した金額や内容、その方の所得金額、所得税率によって変わります。

一般的な目安として、例えば3万円を寄附した場合、2千円を超えた分として2万8千円が所得から控除されますので、税率5%の方は1千400円、税率10%の方は2千800円が還付されます（一部の寄附金は所得控除の代わりに税額控除も選択できます）。

また、「ふるさと寄附金」扱となる義援金（※）を寄附すると、多くの場合は所得税の還付とともに住民税の減額も受けられます。その場合、一般的には、所得税の還付額と住民税の減額を合計すると、その寄附金額のうち2千円を超えた分と同額となります。

なお、他の控除で既に所得からの控除の合計額の方が所得金額より大きい方は、寄附金

昨年の市民会館会場の様子



## 申告に必要なもの

### <共通>

- ①前年中（平成23年1月～12月）の収入金額、経費などを証明できる書類（源泉徴収票、領収書など）。コピー不可。
- ②印鑑（シャチハタ、ゴム印不可）。
- ③控除に関する書類。
  - ・前年中に支払った生命保険料、地震保険料などの各種証明書。
  - ・前年中に支払った国保税やその他の健康保険料、国民年金保険料、介護保険料などの各控除証明書、納付済確認通知書や領収書（国保税・介護保険料の口座振替の納付済確認通知書は1月中旬頃発送の予定）。
- ④申告者名義の預貯金の口座番号（還付申告者のみ）。

### <住宅借入金等特別控除>

- 上記①～④のほか、次のとおり。
- ⑤家屋（敷地）の登記事項証明書（法務局江別出張所発行の全部事項証明書）。
  - ⑥工事請負契約書または売買契約書の写し。
  - ⑦居住した翌年（平成24年）に交付された住民票。
  - ⑧住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書。
  - ⑨建築確認通知書または検査済証の写し、もしくは増改築等工事証明書（増改築工事のみ）。
  - ⑩耐震基準適合証明書（地震に対する構造や技術が基準に適合する中古住宅を購入した方で、非耐火建築で築20年、耐火建築で築25年超）。

### <医療費控除>

- 上記①～④のほか、次のとおり。
- 医療費の明細書（任意の様式でも可）。事前に病院や薬局などの支払先ごとにまとめて金額を記入し、領収書も添付してください。なお、生命保険から受けた保険金や高額療養費で補てんされた分は差し引いてください（全体額から差し引くのではなく、入院などの該当する部分から差し引いてください）。
  - 6か月以上寝たきりでおむつを使用している場合
    - ・1年目／領収書（医師が発行した「おむつ使用証明書」が必要）。
    - ・2年目以降／領収書および市の介護保険課が発行する「主治医意見書の内容確認書」で可。
  - 医療機関への交通費
    - 公共交通機関分（バス、JR、地下鉄など）を医療費の明細書に往復の単価と通院回数、金額を記入してください（領収書不要）。タクシー代については、やむを得ない場合のみ該当しますが、領収書は必要です。

## 年金天引きの介護・後期高齢者医療保険料の注意点

「公的年金の源泉徴収票」と「保険料額決定通知書」の保険料額は、積算期間がそれぞれ異なるため一致しない場合があります。

申告の際は、「公的年金の源泉徴収票」に記載された保険料を記入してください。

【詳細】医療助成課 ☎ 381-1403

65歳以上の要介護認定（要支援2、要介護1～5）を受けている方は、「障害者控除

### 障害者控除

を加えても還付される所得税額は変わりませんが、住民税が減額となる場合があります。 ※「ふるさと寄附金」扱いとなる義援金とは、①被災自治体に直接寄附したもの、②新聞・放送などの報道機関に対して直接寄附した義援金で最終的に被災自治体または義援金配分委員会に拠出されるもの、③日本赤十字社（または社会福祉法人中央共同募金）の「東日本大震災義援金」口座に直接寄附したもののいずれかに該当するものです。

【詳細】資産税課土地係 ☎ 381-1404

不動産収入は固定資産課税明細書のご利用を  
札幌東税務署での不動産収入の申告の際は、平成23年5月にお送りした「固定資産・都市計画税納税通知書」に各家屋および土地ごとの相当税額を記載した課税明細書を添付していただきますので、ご利用ください。

【詳細】介護保険課高齢福祉係 ☎ 381-1067  
対象者認定書（無料）を申告の際に添付することで、身体障害者手帳を受けているのと同様の控除が受けられます。認定書が必要な方は、市役所本庁舎西棟1階14番窓口へ。

## 札幌東税務署からのお知らせ

～確定申告書は自分で作成してお早めに～

会場	所得税の確定申告の相談 および申告書の受付	受付時間
札幌東税務署 (札幌市厚別区厚別東4条4丁目)	<b>2月16日(木)～3月15日(木)</b> ※還付申告については1月4日(水)から受け付けています。 ※土曜・日曜・祝日は休みですが、2月19日(日)・26日(日)に限り、確定申告を受け付けます。	<b>8時30分～17時</b>

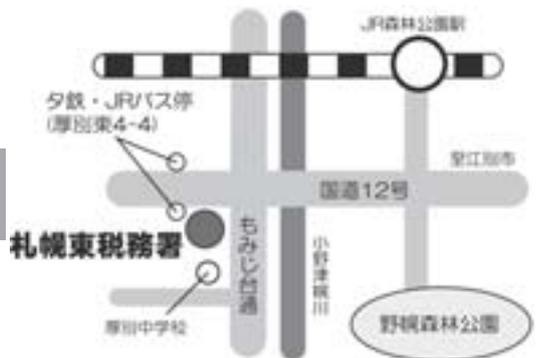
### 申告書を作る時は

税務署では、インターネットで申告手続きができるよう、国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp/>) に「確定申告書等作成コーナー」を開設しています。画面の案内に従って金額などを入力すれば、所得税、消費税の申告書や青色申告決算書などが作成できます。作成したデータは、印刷して提出できるほか、「e-Tax」（イータックス）を利用して提出することもできます。e-Taxの利用には事前準備が必要です。

詳しくは国税庁ホームページへ。

### 納税には便利な振替納税を

振替納税をご利用の場合、所得税は4月20日(金)、消費税および地方消費税は4月25日(水)が振替日となります。



**税務署の駐車場は大変狭く、混雑が予想されますので、公共交通機関をご利用ください。**